

石津小学校 いじめ防止基本方針(概要)

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号)第2条より」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童の心に寄り添うことも必要である。

【一定の人間関係とは・・・】学校の内外を問わず、同じ学校・学級、通学班など、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

【物理的な影響とは・・・】身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

- いじめについては、「どの学校でも、どの子にもおこり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気づいていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識をもち、教育相談など、児童の状況を把握する機会を定期的に設ける。また、児童が発する小さなサインを見逃さず、職員間で密に情報交流を行ったり、保護者や地域からの情報収集に努めたりする。
- いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り対応する。また、児童がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席しているような場合には、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。
危機管理の鉄則「さ・し・す・せ・そ」
さ・・・最悪の状態を想定して し・・・慎重に す・・・素早く
せ・・・誠意をもって そ・・・組織的に対応する
- いじめを認知した場合には、いじめられている児童に対して、学校は「当該児童を全力で守り抜くこと」を伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- いじめを行った児童に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、「いじめは、人間として絶対に許されない行為」であることを理解させるように、根気強く指導する。また、必要に応じて警察との連携を図るほか、出席停止の措置についても検討する。
- いじめ問題の認知に関する教職員研修を「いじめ防止年間指導計画」をもとに実施し、共通理解、共通行動を図る。また、人権・命の大切さや思いやりの心を育てる授業を実施したり、児童会活動等を通じて児童がいじめ問題に主体的に取り組むように指導したりする。
- 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、日頃の観察に加え、毎月「先生あのねアンケート」を活用し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。問題のあるなしに関わらず、全員に教育相談を実施し、早期対応して、解決を図っていく。全校児童の書いたアンケート用紙は、担任の教育相談後、教育相談担当、スクール相談員、養護教諭、生徒指導、教務、教頭、校長まで、確認、点検し、事後指導の方針と着手を迅速に行っている。子どもの記入事項のみならず、その背景やほかの子供からの情報も合わせ、個々に寄りそう指導の大きな資料ととらえる。